

## 宮城県内（仙台市を除く）

※ このご案内は、令和3年8月17日時点で食品衛生法の飲食店営業許可書を宮城県から発行されている事業者の方を対象に送付しております。

### 宮城県内（仙台市を除く）において飲食店を経営する事業者の皆様へ

現在、新型コロナウイルスは全国的にかつてない速さで感染が拡大しており、仙台市においても新規感染者が急増していることから、宮城県では、本県と仙台市独自の「緊急事態宣言」を発令し、感染防止対策を実施しておりますが、本県を対象に8月20日から9月12日まで「まん延防止等重点措置」が適用されることを受け、独自の緊急事態宣言の期間を9月12日まで延長するとともに、これまで実施してきた対策を拡充・強化することとしました。

つきましては、**宮城県内（仙台市を除く）において飲食店を経営する全事業者**の皆様を対象として、**8月20日（金）午後8時から9月13日（月）午前5時まで営業時間の短縮（酒類の提供は午前11時から午後7時まで）**の協力要請を行うこととしました。

今回の8月20日午後8時から9月13日午前5時までの営業時間短縮要請に全面的にご協力いただいた方には、協力金を支給いたします。過去の営業時間短縮要請にご協力をいただけなかった事業者につきましても、今回の要請にご協力いただければ、今回の支給の対象となります。

なお、支給額等の詳細につきましては、裏面に記載しております。

関係の皆様におかれましては、これまでもご協力をいただいているところ、重ねてのお願いとなりますが、宮城県では、引き続き、新型コロナウイルス感染症収束に向けて県民・市民の皆様と一丸となって取組を進めてまいりますので、どうかご理解をいただき、ご協力をお願いいたします。

令和3年8月19日

宮城県知事 村井 嘉浩

〈お問い合わせ先〉

時短要請に関すること 宮城県時短要請相談窓口 022-774-7047  
(受付時間 平日9:00~17:00)

## 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた 営業時間短縮の協力要請（第10期）について

宮城県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、宮城県内（仙台市を除く）の全飲食店を対象として、以下のとおり営業時間短縮の協力要請を行います。

### 1. 営業時間短縮の協力要請（第10期）について

1	対象期間	令和3年8月20日(金)午後8時から 令和3年9月13日(月)午前5時まで
2	対象施設	食品衛生法上の営業許可を取得している全ての飲食店 ※「みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証店も対象。 ※遊興施設・結婚式場のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は対象。 ※ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用者が相当程度見込まれる施設は対象外（ただし、ネットカフェ・マンガ喫茶等についても、業種別ガイドラインの遵守、酒類提供の時間短縮（午前11時から午後7時まで）及びカラオケ設備の使用自粛にご協力をお願いします。）
3	対象区域	宮城県内（仙台市を除く）
4	要請内容	①午前5時から午後8時までの時間短縮営業 ②酒類の提供は午前11時から午後7時まで ※利用者による酒類の店内持ち込みを含む。

- 時短要請相談窓口：022-774-7047 【受付時間 平日9:00～17:00】
- 営業時間の短縮要請の期間中は、職員等が対象エリアの見回りや呼びかけ活動を行いますので、その際には、ご協力をお願いいたします。
- 業種別のガイドラインを遵守するなど適切な感染防止対策の実施をお願いいたします。

### 2. 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第10期）について

令和3年8月20日（金）午後8時から令和3年9月13日（月）午前5時までの時短要請（第10期）に全面的にご協力いただいた方に協力金を支給いたします。協力金の申請に関する詳細は後日お知らせいたします。

なお、従前から午前5時から午後8時までの範囲で営業している施設は、協力金の対象外となります。

**支給額** ※支給額算定に用いる売上高は、消費税・地方消費税を除いた金額となります。

#### ① 中小企業者

- ・前年度又は前々年度の1日当たり売上高が83,333円以下・・・2.5万円/日×24日 ⇒ 60万円
- ・前年度又は前々年度の1日当たり売上高が83,334円～250,000円・・・(1日当たり売上高の3割) ×24日
- ・前年度又は前々年度の1日当たり売上高が250,001円以上・・・7.5万円/日×24日 ⇒ 180万円

※売上減少額が大きい中小企業者の方は、②の算定方法を選択することも可能です。

#### ② 大企業

- ・(前年度又は前々年度と今年度の1日当たり売上高の減少額) ×4割×24日（上限480万円）

※但し、前年度又は前々年度の1日当たりの売上高の3割又は20万円のいずれか低い方が1日当たりの協力金の上限となります。

#### 宮城県新型コロナ対策実施中ポスター



協力金の申請に当たっては、適切な感染防止対策を実施のうえ、宮城県ホームページから電子申請して取得したこのポスターを掲示する必要があります。ポスターは、下記サイトから申請することで、ダウンロードできます。  
宮城県ホームページ [Q 宮城県新型コロナ対策実施中ポスター](#) で検索



※ポスターを既に取得しており掲示している場合は、改めてポスターを申請し取得する必要はありません。以前取得したポスターをそのまま掲示願います。

○ポスターについてのお問い合わせ先 宮城県食と暮らしの安全推進課

電話：022-211-2643（ホームページをご覧ください）